

令和2年3月27日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の
運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月10日から3月31日までの間、ご家庭での保育にご協力を賜り重ねてお礼申し上げます。

4月1日以降の区内保育所等の運営について以下の通りお知らせいたしますので、引き続きご理解いただきますようお願いいたします。

1 保育所等への登園について

東京都全体でみると、感染源の分からない患者が増加し、いまだ感染は拡大傾向にあり、収束に向かい始めているとは言えない状況であるため、4月1日から4月30日までの間についても引き続き、可能な方の家庭での保育にご協力をお願いいたします。

登園される場合も、毎朝、必ずお子さんの検温をし、体調がすぐれない場合には登園を控えていただくなど、感染の拡大防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、このお願いは家庭での保育を強制するものではありません。各ご家庭の状況に合わせて、無理のない範囲でご判断いただきますようお願いいたします。

2 4月分の保育料の扱いについて

国の方針に基づき、4月1日以降、登園した日数に応じて日割り計算を行い、差額を返還いたします（登園日が0日の場合は全額免除）。

申請方法等については、後日、改めてご連絡いたします。

※給食費（3歳～5歳児クラス）は令和2年4月分から無償となります。

※新型コロナウイルス感染症による影響は日々変化しており、上記1・2の内容についても変更せざるをえない事態の発生も予想されます。

あわせて、ご理解、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

（裏面あり）

3 3月分の保育料等の扱いについて

(1) 保育料（0歳～2歳児クラス）

ご家庭での保育にご協力いただき、**3月10日から3月31日までの登園日が0日の場合**、3月分の保育料を全額免除いたします。

また、国の方針に基づき、3月10日以降、欠席した場合、その日数に応じて日割り計算を行い、差額を返還することといたしました。

申請方法等については、後日、改めてご連絡いたします。

(2) 給食費（3歳～5歳児クラス）

ア 区立園（公設民営含む）

保育料と同様の扱いといたします。

イ 私立園

各園にお問い合わせください。

4 育児休業の延長について

令和2年4月1日から新たに区内保育所等に入所する児童の保護者が育児休業を取得している場合、5月1日までに復職する必要があるのですが、令和2年度に限り、**6月1日までに復職すれば入園要件を満たす**ことといたします。

つきましては、育児休業の延長により、4月、5月は児童が登園しない場合や慣らし保育の日程の再調整等が必要になることが考えられますので、各保育施設等の園長等に事前にご相談ください。

【問い合わせ先】

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一～第三係 電話 3880-5263